

(1) 人・農地プランについて

別紙1 参考様式 (「人・農地プランの具体的な進め方について(農水省局長通知R2.4.1改正)」関係)

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
川崎市	向丘地区	平成26年3月	令和5年6月

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	69 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	35 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	24 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.4 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.5 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none">・今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が1.9ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要。・農地法や生産緑地法では建てるのが可能な農家レストラン等の施設が都市計画法等の他の法律の規制で建てられないことが多く、農業経営に支障が出ている。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

今後耕作者のいない農地の利用については、中心経営体である地域の認定農業者に集積・集約化していく。
中心経営体で借りる意向のない農地については、認定新規就農者や法人の受け入れを促進することにより対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向 行政機関、農業委員会及び農業協同組合等と連携して意向を把握し、農地集積を推進する。
農地中間管理機構の活用方針 ・担い手が地域外の農地を借りる場合は、できるだけ農地中間管理機構を活用する。 ・向丘地区の農地の多くは生産緑地地区に指定されているため、農地の貸し借りをを行う際は、市で設置した生産緑地2022年問題対策協議会を活用する等して、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づき手続きを進めていく。
作物生産に関する取組方針 ・露地栽培＋施設栽培などの経営の複合化を行う。 ・農産物の加工販売(漬物、ジャムなど)や直売の実施などにより販路拡大を図る。 ・環境保全型農業(適期防除による農薬使用量の削減や土壌分析診断を活用した施肥設計など)の取り組み、新たな品種・栽培技術の導入などにより、農産物の高付加価値化を図る。